

第3回船橋市公立保育園民営化ガイドライン検討委員会 会議録

日 時 平成23年4月26日(火) 午後7時04分～午後9時07分

場 所 船橋市役所9階 903会議室

出席委員 小林委員、太田委員、小山委員、高橋委員、鈴木委員、篠原委員
五十嵐委員、田崎委員、林委員、伊藤委員

参 考 人 小野氏、石井氏、佐々木氏、佐藤氏

欠席委員 なし

市 職 員 金子子育て支援部長、檜館保育課長補佐、池田保育課主幹

事 務 局 健康福祉局子育て支援部保育計画課
鈴木課長、古畠課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、
佐々木主任主事、飯村主事

次 第 1. 議事 (1) 意見聴取
(2) 資料説明
(3) その他

傍聴者の定員、実数 定員14名、傍聴者6名

会議の公開、非公開の区分 公開

午後 7 時 04 分開会

○会長

こんばんは。それでは、時間になりましたので、ただいまより第 3 回船橋市公立保育園民営化ガイドライン検討委員会を開催したいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございます。委員の皆様のお欠席は今日はないということで、全員そろってできます。よろしく願いいたします。

初めに、事務局のほうから連絡したいことがあるということなので、事務局からお願いいたします。

○事務局

平成 23 年度に入りまして、本委員会に関係しております職員の人事異動がございましたので、ご紹介いたします。

健康福祉局子育て支援部長に金子が着任いたしました。また、子育て支援部保育課長に伊藤、保育課長補佐に檜舘が着任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、資料 3-1 の名簿をご覧くださいますとおわかりいただけますように、4 号委員である行政委員の交代に伴いまして、伊藤保育課長に委員委嘱状を交付したいと思います。部長、よろしくお願い申し上げます。

〔委嘱状交付〕

○事務局

続きまして、子育て支援部長よりごあいさつ申し上げます。

○子育て支援部長

皆さん、こんばんは。私、4 月 1 日付で子育て支援部長に着任をいたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、今回の東日本大震災におきまして、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたすとともに、船橋市民を含めて被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、本日、皆様におかれましては、大変お忙しい中、この委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、本市の保育行政、並びに昨年度から行われておりますこの委員会におきまして、多大なるご理解・ご協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

これからの保育行政を考えていったときに、いろいろあるわけでございますけれども、船橋市の次代を担う子どもたちの未来のために、これからも皆様の多大なるお力添えをいただいて、引き続きこのガイドライン検討委員会において、ご検討いただきたいと思います。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○事務局

事務局からは以上でございます。

○会長

ありがとうございます。では、会議に入ります。

○A委員

すみません。事務局に質問したいことがあるので、質問してもいいですか。

○会長

はい。

○A委員

例えば、仕事をやめたので保育園をやめられる委員さんがいる場合は、今、保育課長も交代したと思うんですけども、交代してもいいんでしょうか。

○事務局

今、最初におっしゃった保育園をやめたということであれば、辞任ということになるかと思うのですが、そうしたら辞任ということで、また新しい委員さんを父母会のほうからご推薦いただければと思っております。

○A委員

わかりました。あと、お子さんが例えば重度の病気で、夜出てくるのが難しいという方はどうですか。

○事務局

いろいろなご事情で出られないということであれば、取り扱い上は辞任ということで、後任者を早めにお伝えいただければ、その手続をとらせていただきます。

○A委員

わかりました。ありがとうございます。

○事務局

会長、これでよろしいでしょうか。

○会長

はい、問題はないと思います。

○A委員

あともう一つだけいいですか。スケジュールのことで聞きたいんですが、この会のスケジュールというよりも、この先にある民営化のスケジュールのところで、12月に保育計画課の方から何度か説明をいただいて、スケジュール案をいただいている、このスケジュール案は動かさずに民営化の発表をしますよという発表を4月1日とかというふうにならされていたと思うんですけども、その日を待って、いろんな方がゾワゾワとしていた中で、発表されなかったんですけども、それについては、何かスケジュールが延期に

なるという説明会があったり、説明があったりとかというのは、今後あるでしょうか。

○事務局

1つは、皆様から多くのパブリックコメント、800弱ぐらい、寄せられています。それを市のほうでも真摯に受けて、丁寧に計画へ反映するとか、しないとか、という議論をしています。それが1つと、やはり3月11日にあった大震災、これの影響が全くないかということ、本市でも水を配ったり、当日は帰れない方がいた、あるいは保育園での対応をしなければいけなかった、等々ございまして、事務的にはそれも含めて今やっているところでございます。

今、直ちにこれがどうだということは、ちょっとまだ言える段階ではございませんので、もうちょっとお待ちいただくというか、待てと言うのも何でしょうけども、その作業は進めております。

○A委員

3月11日に地震が起こる直前ですかね、市長がガイドラインを受けてから民営化をするみたいな発言があったので、地震と相まって、一体どうなったのかなというところが、やっぱり何千世帯も保育園に通っている保護者が、みんな今最も興味を持って見ているところなので、そここのところがうやむやだと、みんながやっぱり不安に思うのかなと思っていて、とにかく私がガイドライン検討委員ということは、市の方がたくさん知っているので、私のところへ問い合わせが来たりするんです。そうすると、何も答えようがないので、そここのところが明らかになったらというか、このあたりには明らかにしますだとか、目安を引いていただけると、私としてもとても助かると思っております。よろしく申し上げます。

すみません。以上です。

○会長

これから公開についてですが、本日の議題には不開示情報が含まれておりませんので公開として、傍聴人の参加を認めたいと思います。今日は6名傍聴希望者がいらっしゃいます。また、今日お話を伺う予定の3組の方も、もう既にお待ちいただいておりますので、同時に入室していただきます。よろしく申し上げます。

[傍聴人入場]

○会長

参考人の方が今いらっしゃる間に、傍聴人の方々に申し上げます。注意事項がお手元にあると思いますけれども、その注意事項をお守りいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

[参考人入場]

1. 議 事

(1) 意見聴取

○会長

それでは、議事の進行に入らせていただきます。

本日の議事(1)は意見聴取です。前回皆さんにお諮りして、このガイドライン検討委員会のためになるお話をしていただける方をお呼びするというので、今回お三方を選ばせていただきました。お忙しい中、3組の方にお越しいただいております。お話から質疑応答を含めて1組30分以内でという、時間制限があつて大変申しわけありませんけれども、よろしく願いいたします。

初めに、B市のB2保育園の保護者のCさんとDさん、よろしく願いいたします。

○C参考人

B市で3園目に民営化されましたB2保育園に在籍しておりました保護者のCと申します。

○D参考人

同じく現在年長組に子どもが在籍しておりますDと申します。よろしく願いいたします。

○C参考人

まず、船橋の保護者の皆様におかれましては、保育園民営化という大きな問題に直面していることに対して、本当にご心痛、ご心配をお察しいたします。私自身、先生方が、公立保育園から民間園になることで全員かわってしまうということに対して、すごく不安な日々を過ごしました。ただ、法人B1に対しては、B2保育園を引き受けてくださったことに感謝しているということを先に申し上げて、民営化ガイドライン、これからのお話に続けていこうと思います。

今回、民営化ガイドライン策定ということですので、B市の民営化ガイドラインの問題点を挙げたいと思います。

B市は民営化の際の説明で、「公立園と何も変わらない。今まで通っていた保育園と何も変わらないまま民間園になるだけだよ」という説明だったので、そのことに対する責任の所在というものは、特に規定がなくというか、うやむやなまま民営化されたということがあります。

ご存じの方も多いと思いますが、民営化された1園目のB4保育園において大きな問題が起きたときに、私たち保護者は、市にどのように責任をとるのか、法人に対して市は何か措置ができないのか問いましたが、法人の許可や指導は県が行うもので、市には強制力がないということで、市の政策として始めた民営化だったのですが、民営化された後は、結局、民営化園ではなく民間園という形になってしまつて、市が何も強制的なものがないという矛盾が出てきました。何か問題が起きた場合の責任に対しては、ガイドラインできちんと明記されておいたほうが良いと思います。

また、B市では、「三者協議会を開く」というのがガイドラインであります。ちょっとここで言葉がいろいろ出てくるので、先に説明させていただきますが、「三者協議会」と

というのは、民営化された園において、月に一度、法人、保護者、それから市の担当課、三者集まって保育に対して協議を行う、それを「三者協議会」と言わせていただきます。一番最初のB4 保育園の民営化ガイドラインにはあったのですが、民営化された園を検証する機関を「協議体」という形で話をさせていただきます。「第三者評価機関」という言葉も使わせていただきますが、それは一般的な保育園を評価するNPO法人であったり、そういうところを「第三者評価機関」と言わせていただきます。

B市では、市、法人、保護者での三者協議会は行われておりますが、民営化された園を検証するような、専門家を入れた協議体は設置されませんでした。私たち保護者には、保育がどのようにされているかということはわかりますが、法人の運営までは見ることができません。やはり法人がきちんと運営されているかということは、専門家を入れた協議体というものを、別に市が設置をして検証していく必要があると思います。B4 保育園のときにもし立ち上がってれば、B4 保育園のような混乱や問題は起きなかったように思います。

選考委員会のほうも、引き継ぎ保育を見学して、うまく引き継ぎはしているねという感じだったんですけれども、そこまでだったので、選考結果に対して特に責任があるとか、そういう形ではありませんでした。第三者評価機関に評価をしてもらうという形が、ガイドラインには載っているのですけれども、あくまでも普通の保育園としての評価ということなので、公立園から民間園になったときの、保育が同じように変わらずに継承されているとか、そういうことはその第三者評価機関においては、わかりませんでした。なので、法人の運営、給料体系とかそういうことも含めて、保護者が入ることでもなく、きちんとした検証をする協議体をつくっていただくことが、私たち保護者の願いです。

あと、引き継ぎ期間についてですが、B市の場合は、「3カ月」と明記されています。私たちの園は3園目でしたので、2年間で公立園がいい人、民営化された園に残れない、嫌だという人は、優先的にほかの園に移るように市をお願いをして、転園を優先させていただきました。残った人たちはもう民営化を覚悟していたので、うちの園は3カ月で先生たちが引き上げてもいいよという形でした。ですが、法人B1がB市において2園運営していたので、保護者がB1という法人をわかってもらったので、3カ月でもOKという保護者の承諾を得られたのではないかと思います。ただ、前のその2園につきましては、3カ月では足りないということもありましたので、「3カ月」ときっちり明記しないで、「最低3カ月」もしくは「保護者の同意を得るまで」のような形で、臨機応変にしていたらいいと思います。

私たちは3園目で、3カ月で引き継ぎは大丈夫ということだったんです。もともと保育園を運営しているところが受託法人になったので、1、2、3月は元の保育園に皆さん勤めていらっしゃるのので、1月からきっちり新しい先生が引き継ぎに入ってくるという形は、なかなかとれません。2月になってようやく先生たちがフルに入れるような形になりましたので、正直言って1月は引き継ぎという形ではちょっと物足りないというか、既存の保育園では、やはり保育士さんも今の保育園もあるので、難しかったように思います。

ただ、法人B1は、先ほどから言っているんですけれども、B市で2園運営していたということが、保護者にとって安心できるものであったので、職員の配置に対して、保

護者が安心できるというところがありました。法人B1は、職員の配置に対しても人を増やさない。3園になるので、人を増やすに当たって、既存の保育園に新しい職員を入れ、私たちの保育園には、今までの法人B1の職員を回すという形をとっていただきましたので、こちらの園に新しい職員が入るとい形はなかったです。その辺はとてもよかったかなと思っています。

○D参考人

またちょっと私からの話になると、行きつ戻りつになって申しわけありませんが、少し違う話をさせていただきたいと思います。

ガイドラインを策定した上で、B市は民営化を進めていった形になっていまして、Cが今申しましたように、私たちのB2保育園は、3年かけて行っていった保育園の3園目でした。なので、保護者としても民営化をするとどんなことが起こるのかというのを、ある程度心配の材料が見えていた。だから、早く公立園に転園したいという方は転園もされていましてし、民営化に対しての気持ち、心の準備もありましたし、自分たちの園を受託してくれる法人を選ぶというときにも、じゃあ、保護者として何かできることはないのかといったような準備も、ある意味する時間があったというところでは、よかったのかなと思います。

そういう意味で、民営化されることが決まってから、実際に民営化が起こるまで余り期間がないというのは、保護者にとっても、受託する法人にとっても、準備の時間が足りなくて、いい形での民営化ができないのかなというのは、自分の市を振り返って見たときに思うことでもあります。

民営化ガイドラインの中で、B市では受託法人の選考基準はある程度決めていて、その中で選考委員と呼ばれる人々が、応募してきた法人のプレゼンを聞いたりですとか、あるいは運営している園がある場合には、その園を見学に行ったりするなどして、評価をして決めていくという方法になっているんですけども、一つの考えとして、基準というのをどういうふうに考えるかということも、保護者の方のほうで特に気をつけられたほうがいいのかと、振り返って思います。

というのは、選考の基準をどういうふうに見せていくかということだと思うんですけど、3法人応募がありました、じゃあ一番高い点数をとったところで決めちゃいましょうということでもいいのか、それとも、ガイドラインを策定して、ここがここまでできている法人でないと移管はできないというふうに決めていくのか。なので、一番得点が高くても、こちらが設定している基準に満たないところには任せられないという考え方で選ぶのか、といったようなところも、多分、保護者の方にとってはその後があることなので、非常に重要なポイントになってくるんじゃないかなと感じています。

それから、選んだ後、やっぱり選んで終わりではないんだというところを、自分も3年間民営化の流れを見てきたときに、すごく思うことがあります。やっぱりその後子どもを預けていかななくてはいけない、ある意味預けるしかないという状況の中で保護者はやっていくしかないなので、その中で園と話し合うことができる、あるいは市ときちんと向き合って話してもらえるとすることは、ものすごく大事なのかなと思います。

園についても、話し合う体制ができていくかどうかということも、一つものすごく大事なポイントで、それをどういうふうに見ていくのかというのは、選ぶ段階ではすご

く難しいとは思いますが、何かそういう方法というの、一つ考えておくとい
いのかなと思います。例えばその選考委員会の中に保護者を何人かでも入れてもら
うとか、そういったことで、理事長ですとか、園長先生になる予定の方とかの人
を見て、この人なら大丈夫かなというのを見ていくというの、一つの方法ではな
かろうかというふうにも感じています。

あと、先ほどCから協議体の話が出ていたんですけども、この協議体というの
も非常に大事だと思います。ガイドラインの中で最初に、民営化の前に、設置
をしてから民営化をするべきだときちんとうたっておいて、責任の所在とい
うか、上位の評価機関をはっきりさせておくですとか、そういった形で、事
前に準備をして、なるべくあるべきものはあるべき形でスタートできるよ
うにというのを、市ですとか、園ですとか、そういったところときちんとか
け合っておくのが、一つの安心の材料になるのではないかと
いうのも、自分の気持ちとしてはあります。

やっぱり協議体の設置というのは、さっきも出ましたけれども、法人が本
当に信用できるのかというのは、保護者には非常に見えづらいところもあ
ります。園の先生がしょっちゅうかわるとか、何かそういう目立った兆候
があれば保護者にもわかりやすいんですけど、必ずしもそういうものが出
てくるとも限らないですし、そのあたりというのは、移管をした責任を市
がとれるように、市もちゃんとかかわって、移管した後の保育園がう
まくいっているのか、検証をしてほしいと思います。

同じように保育されているのは、民間園になっても、公立園でも、同じ
市内の子どもで、そこは何も変わらないので、民間園になったから、も
う公立じゃないから関係ないということではなくて、やっぱり市もそう
いう意味では同じ市内の子どもだということ、きちんとかかわっていき
姿勢というのが途切れることがないような仕組みを、きちんとか
わっていきべきなんだろうというふうに、自分の体験を振り返って思
います。

私からは以上です。

○会長

補足はありますか。

○C参考人

いえ、大丈夫です。

○会長

大丈夫ですか。

ありがとうございました。貴重な体験のお話、たくさん私も教えて
いただくところがありました。少し時間をとって質問をお受けしたいと思
いますけれども、委員の皆さん、質問が何かあれば。あるいはお三方
全部聞いた後で、またその後少し時間をとってよろしいですけれど
も、とりあえず直接何か質問があれば。

どうぞ。

○E委員

法人を選ぶまでに時間があつたというお話があつたんですけど、園名
の発表があつて、

引き継ぎ保育が終わるまでというのは、どれぐらいの時間があったんですか。

○C参考人

引き継ぎが終わるまでで、約3年。

○E委員

わかりました。

○C参考人

B4 保育園の場合は、廃園条例というのが6月議会で通ったりして、もう1年なく民営化になったので、本当にもう保護者のほうは、バタバタというか、反対という声を上げたまま民営化になってしまったので、準備すらできずに、民間園としてスタートしてしまったという感じでした。

○会長

ほかに質問。どうぞ。

○A委員

検証する仕組みをつくったほうがいいですというご意見があって、そのうちで、保育に関してだけでなく、経営に関しても見たほうがいいですということだったんですが、経営に関して何か問題があったところがあって、そのようにおっしゃっていらっしゃるのでしょうか。

○C参考人

細かいところまではちょっとわかりづらいんですが、B4 保育園のときに、保育士さんがよくかわるということがありました。それはなぜかとなったときに、給与体系がきちんとなされていないのではないかとか、何か職員がやめるような体質があるんじゃないかというところが表面に出てきて、保護者のほうに伝わってからは、やっぱりもう大きな問題になってしまいます。私たち親の目からは、日中もいないですし、そういうのは見えづらいところなんですね。なので、この職員に対していくらとかというのを、書面だけじゃなくて、きちんと検証する必要はやっぱりあるんだと思います。それがうまくできてないと、職員の人たちが若い人だけになってしまう。若い人たちのほうが給料が安いので、若い人が多くなるとか、そういう問題点につながっていく可能性はあると思います。

○E委員

民営化される園は嫌だという保護者が、転園していったというお話があるんですけど、希望して転園することを、ガイドラインに載せたりということはあったんですか。あと、希望した人はすべて転園できるという保障なんかはどうだったんでしょう。そういうのはあったほうがいいものなのか、その辺もちょっと経験から教えていただければうれしいです。

○C参考人

ガイドラインではうたっていない。ただ、一応市との話し合いを重ねて、優先をしてくださいということは毎年、それと通常の転園希望とか、継続の保育とか、1月に出すんですけれども、民営化の転園希望は、その前の12月に先に出させていただきました。なので、通常の転園希望とは別に、民営化の転園を優先してくださいという形で、それがわかるように、先に転園希望は出させていただきましたが、実際もう定員が常にいっぱいのところには、優先といっても入れませんでした。なので、全員が転園を希望したところに行けたかという、そうではない場合もあり、またその場合に、転園をしたんですけども、やっぱりちょっと遠くてという形で、戻ってこられた方もいらっしゃいます。

あと何かありましたか。

○E委員

……。

○会長

もしあれだったら、ほかの方も聞いた後でもう一度戻ってもいいですから、いいですか。

○E委員

はい。

○会長

ほかの委員の方、よろしいですか。じゃあ、とりあえずB2 保育園のお二人にはこれでたん切らせていただきます。ありがとうございました。

○C参考人

すみません。最後につけ加えていいですか。申しわけございません。

民営化ガイドラインですが、実はB市の場合、B4 保育園のときには、「協議体をつくる」という文句がきちんと明記されていきました。2園目のB5 保育園とB2 保育園のときには、「三者協議会を設置すること」というふうに、名目がなぜか変わってしまいました。結局その「協議体をつくる」という項目が抜けてしまったがために、あいまいになったところもあるので、このガイドラインの重要性を保護者の人たちと、市のほうでは、同じ位置というんですか、最低じゃないですけど、そのガイドラインとして定めるのか、絶対に守らなきゃいけないものとして定めるのかというのは、やっぱりそれによって後からガイドラインを変えられても「何で？」となってしまうので、ガイドラインというものの重要性は、先にきちんとお話をされていたほうがいいと思います。民営化された園においてガイドラインが守られているかどうかというのと、どうこのガイドラインを活用するとか、そういうこともきちんと先にガイドラインの位置づけとして話し合っておかれたほうがいいと思います。

すみません、最後に……。

○会長

いいえ、とても大事なことだと思います。

○E委員

すみません、「三者協議体」って何でしたっけ。

○C参考人

三者協議会は……

○E委員

あっ、「会」ですか。すみませんでした。

○C参考人

保護者と……

○E委員

わかりました。「体」と聞こえたもので。

○C参考人

すみません。

○F委員

ちょっと今のことでいいですか。ガイドラインを1園目と2園目でそれぞれつくったということですか。それともガイドラインは最初につくったものがずっと有効なのだけど、その項目が……

○C参考人

ちょこちょこっと変わっていました。なので、そのB4保育園の問題が起きたときに、「こう変わっているんですけど」というのは、市も「そうなんです」と、後から認めたんですけども、やっぱりそれはちょっと納得ができないというか、ガイドラインの意味としてはどうなのかというところが私たちにはありますので、ガイドラインの位置づけというものは、やはり共有できるものが一番いいのではないかと思います。

○G委員

B市のガイドライン自体をつくるのは、どれぐらいの期間かというのはわかりますか。わからなければわからなくていいですけど。

○C参考人

すみません、わかりません。

○G委員

わかりました。

○会長

ありがとうございます。

一旦、B2 保育園の方々にはお席に戻っていただいて、バトンタッチしていただいて。ありがとうございました。

それでは、H2 保育園の園長先生、よろしく申し上げます。

○I 参考人

東京都H区にありますH2 保育園の園長をしておりますIと申します。

私のところは、H区が平成18年に3カ年事業で5園を民間委託するという発表をいたしました。平成19年度に2園についてのプロポーザルが行われて、21年4月から社会福祉法人が運営を開始しております。2園が先行してやっております。そして、20年度になってから、2園についてのプロポーザルが実施されました。これに私どもも応募いたしました。先行2園より1年遅れて民間委託を行いました。

H区の特徴といたしましては、設置主体は区である、そして運営を民間に委託するという、これがはっきりとしております。ですから、名前は公立保育園のままで、公立H3保育園、区が設置主体者で、運営は社会福祉法人H1が受けているという形になってます。どこの園も全部そうです。

4園のうち3園は、H区内の社会福祉法人が引き継いでおります。1園だけ千葉のほうからということ。実はそのもう一つの千葉のほうを受託なさった園も、H区内の社会福祉法人が応募をしていたんですが、そこが宗教をはっきりと明記した保育をしていたということで、残念ながらH区の中の社会福祉法人がとることができませんでした。

今、なぜそれにこだわって申し上げたかということ、私は公立保育園が民間に委託をしていく、いかざるを得ないいろいろな事情がある中で、一番その変化を受けていくのが子どもたちだと思ったときに、地域の中で、その空気と水の中で、地域とともに生きてきていた社会福祉法人が、そこを引き継いでいくのが一番いいと思っています。個人的になりますが、いろいろな地域からしょっちゅうお手紙をいただいたり、お電話でプロポーザルに参加してほしいとお誘いを受けていますが、すべてお断りしています。その地域に生きる子どもたちを、ずっと赤ちゃんのときから見ていて、そしてその子がそこで結婚をし、親になり、またそのお子さんを見てということ、ずっと続けてきているのが社会福祉法人立の保育園で、たくさんそういう仲間がおります。そういう中で、その地域にいる人たちが、じゃあ、民間委託されるのであれば、受けていこうという心意気の中で、H区の場合は、お互いに社会福祉法人同士助け合いながら、なるべく私たち地域の子どものことは見ていこうというふうに、決意をしております。

実は初めてH区が民間委託の話を出したのはもっと前になるのですが、そのときには会社も含めたプロポーザルをやるということで、ちょっと新聞ざたにもなりました。そのときは非常に乱暴な計画でした。12月に園長たちが呼ばれて、民託をするので知っておいてほしいということで、いつ説明するかといったら、1月になったら説明するので次の4月からと、こんな乱暴な話だったわけです。

本当に今思うと嘘みたいな話ですが、その時点から腹をくくったんです。そのときには、株式会社Jとか株式会社Kとか、みんな説明会に来ました。このままいったら、企業立保育園がH区のスタンダードになるんだなという思いの中で、絶対それは阻止しなければと、どんな乱暴な話であっても、私たちはやっぱりH区の子どもを自分たちでちゃんと育てていかなければいけないということで、理事会を緊急に開いて、やってみよう、プロポーザルを出そうという話になったんですが、結局、保護者の皆さんが必死でそれを止めました。もう本当に立派な保護者たちだったと思っています。そのおかげがありまして、それから何年間かかけて、H区は準備を進めて、そして平成19年から現在に至って、5園民間委託すると決めて、今それで進行しているところです。

ガイドライン等もいろいろできておりまして、それに沿って粛々と審査がされるということで、その審査基準と評価についても、全部私たちの手元にも返され、自分たちの出していった計画がどの部分が弱かったのか、どの部分は高く評価されたのかということも含めて、全部知った上で、じゃあ受けたときにはどこをどう補強していくかということも含めて、取り組んできました。

取り組み期間といたしましては、去年引き継いでおりますので、その前の年の4月の段階で、既に準備を開始しております。引き継ぎ期間として、4月からその園の主任になる職員を派遣し、それは毎日ではなくて、点で入っていきながら、運営の仕方とか、行事の問題とか、いろいろな園舎管理の問題とか、そういう運営管理面で押さえていかなければいけないことを、先に押さえていこうという計画で実施をしていきました。

引き継ぎ期間は、当初の計画は、実際にクラスの柱になる保育士たちが入って、お子さんについての引き継ぎをしていくのは3カ月と想定をして、法人内の職員の異動もなるべく経験者をそこに集めていこうと、計画も立てていました。実はガイドラインの中に、引き継ぎ期間はそれぞれの法人と引き継ぐ園との話し合いの中で、やり方を決めていくという方針であったものですから、私どもは、自分たちが出した計画が通った時点で、それでいけるものと思って職員の計画をしていたのですが、途中から引き継がれる、子どもを置いていращやる公立の先生方から、やはりもっと早く入ってほしいという要求がどんどん出てきまして、実質的には11月から、担任になる、クラスの柱になる職員を送り込んで、その抜いた分は、自分の園のほうに新人を入れるなどして、引き継ぎを行ってまいりました。

後でこれは触れますが、結果としましては、お子さんと保護者の皆さんとは、非常にいい状態で始めることができています。5月に行われた第1回目の利用者アンケートは、実はここでは不安感とかいろんなことがいっぱい出されていて、不満も出されました。「前の先生たちと違う」というようなことも、アンケートの中には出ました。その直後に行った意見交換会の中で、そのアンケートを事前に保護者の皆さんに配布していたんですね。そうしましたら、それに対して逆に保護者の皆さんの中から、この答えはおかしいと、これだけこういうふうになっている努力を、ちゃんとみんなわかってよというような意見などが出されて、もっとお互いに時間をかけてちゃんと知り合っていこうという、非常に保護者集団がある意味では冷静だったと思っています。保護者の皆さんで意見を言う方もいらしたんですが、それに対してもきちんと保護者の中で、ここはこうなんじゃないかというようなことで、あるいは、法人が答えると言いつつ聞かれることも、そうやって保護者同士の中のバランスがうまくとっていただけたので、職員

もどこをもっと努力しなきゃいけないかが、非常にそのアンケートの中から読み取ることができました。

年間で2回アンケートをとっているのですが、それについては、2回目のときにはほとんど苦情的なことはなく、逆にそのすぐ隣に——実は言い忘れましたが、私の社会福祉法人のH2 保育園の歩いて3分の場所にある保育園です。お母さんたちは情報網が発達しておりますので、社会福祉法人のほうで何をやっているか、全部ご存じです。そうすると、今度は逆に、「せっかくあんなことやっているのに、どうして公立のほうはできないんですか」という、そういう要求が今どんどん出始めているところで、「もっともっと法人さんらしさを出してもらってもいいんじゃないか」みたいなことも、今言われているところです。

ただ、私たちは、先ほどからお話があるように、保育は変えずに引き継ぐ、公立から民間になっても何にも変わらないんですよということを、H区も保護者の皆さんに説明しています。私もお約束をしています。何も変えませんと。やむを得ず職員だけは変わらざるを得ません。でも、物の置き場とか、生活の手順とか、保育の仕組み方については、変えるつもりはありませんと。

ただ、ここはわかっていたきたいとお話をしていたのは、保育は人と人とが触れ合って、出会いながらつくられていくものです。保護者の皆さんも含めて、子どもも含めて、そこに勤務している保育士たちも含めて、今日一日、明日、あさってにつながる、どういう生活をつくっていくのかということ、一緒に考えながら、昨日と同じ、ずっと同じ、1年間、2年間何も変わらないというのは、逆に不自然なことです。だから、結果として変わっていくということはあるかもしれませんが、そのときには必ずご相談をしますというふうにお話をして、物の置き場一つ変えないのは、子どもたちが困らないようにするためですと、そういうふうにお子さんを大事に引き継いでいきたいと思っていますので、よろしく、ということもお約束していましたので、なるべく子どもたちのところは変えない。ただ環境だけは子どもたちが使いやすいように、道具を入れる入れ物とか、そういうものはどんどん変えています、手順は変えないということは、今も徹底してやっているところです。

その中でお母さん方が、ここはもう変わってほしいとか、今まで言えなかったけど、こんなことはちょっと改革してほしいとかいうことが出始めてきているので、2年目については、皆さんとお話し合いをしながら、どこをどう変えていけば、お子さんにとっても、お母さんにとっても、居心地のいい保育園になるのかということ、一生懸命考えていかなきゃいけないと思っています。

H区はそういう手順も含めて、しっかりと定めております。保護者と行政と、そして現在の保育園の職員との三者による意見交換会を年6回実施しております。そして、今年も引き継いで2年目になります。2年目の途中で、プロポーザルの選定委員を務められた委員の皆さんが、本当に約束どおりのことがちゃんと行われているかどうかということで、検証にも見えることになっております。

引き継ぎ期間中の平成21年、そして引き継いだ後の去年の22年、この間につきましては、必ず行政の担当者の指導の係の人が月に何回か見えて、引き継ぎがうまくやれているか、職員同士がうまくやれているかどうか、そして、始まってからは元園長も含めたチームが月に何回か入っていらしています。

ここで、先ほどからも「検証」という言葉が使われていて、これについては引き継ぎをされたほうの立場として一言申し上げたいことがあります。検証という言葉は適切なのかということです。最初は引き継ぎ期間中は「事業者」としか呼んでいただけませんでした。「事業者の人」という言われ方を職員がずっとされてきました。そして、「検証でここが指摘されました」という言い方もされてきています。

私たちは本当にお子さんを大事にしたいと思って引き継いでいく。確かに事業者には違いませんが、同じ保育者たちです。保育園の仲間として子どもたちを少しでもいい状態で、地域の子たちを育てていきたいという思いで引き継いでいる。みんな、多分ほかの地域から来た団体にしても同じだと思います。日本の子どもたちをどうやって育てていこうかという、その思いの中で、単なる事業として引き継いでいるわけではないんです。ですから、そのことをさんざん私はH区に申し上げました。言い方を変えてくださいということで。H区では、今うまく着地できるように、支援をするという言葉、「支援チーム」に言葉が変わりました。これだけで職員はどれだけ救われたかわかりません。

ただでさえ子どもを置いていらっしゃる職員の方たちの、あふれんばかりの子どもたちへの思いと、自分たちがつくってきたものを絶対大事に引き継いでほしいという思い、そして、引き継ぐ職員もその気持ちはありながらも、今まで自分たちがやってきた保育の積み重ねの中での癖というか、そういうものも持ちつつ、何とかこの保育を理解しようという中で、非常に葛藤が大きいです。ですから、ガイドラインの中で、そういう葛藤を防ぐための手だてというのをしっかりと考えていただきたいなど。

形の上では結構場数は踏むのですが、本当の意味で何をどういう方法で引き継ぐのか。さっき経営、運営の問題もおっしゃっていましたが、プロポーザルに参加する場合、給与規程から、現在いる職員の年齢とお給料がどのくらいということも含めて、プロポーザルに参加する場合、全部オープンにしているんです。すべてのそういう労務管理資料から何から、名前を消して、現状こうです、人件費は何%比率で掛けていますということも含めて、本当に透明性を持った書類をつかって、応募しています。ですから、それを審査する段階できちんと読んでほしい。問題があったら、その時点でやはり見つけておいてほしいと。先ほどの保護者の方がおっしゃったように、本当に私もそうだと思います。そういうところを選ばないような見方みたいなものも押さえた上で、プロポーザルの審査はしていただきたいと思います。

私のところの職員は、実はすぐそばにあるものですから、1日の仕事が終わると帰ってきて、その日に学んだこと、その日に指摘されたこと含めて、全部反省会をやりながら、泣きながら連日引き継ぎ期間中やっていました。でも、だれもやめると言いません。「この子たちのために踏ん張りますから大丈夫です」と日々言いながらやってくれていました。そして去年1年間、保護者の皆さんと一緒にやりながら、ここまで1年間来ました。第三者評価を受けたときに、「満足」「大変満足」を合わせて95%の満足ということをいただきました。それは職員たちが必死に努力してきたことだと思うのですが、やはりいい関係をつくるための支援というのを、行政がしてくださることが一番大事かなと思います。

そのための参考になる例をお話いたします。H区のいい引き継ぎができた園は、その引き継ぎ期間の1年間を、受託した社会福祉法人の保育を、公立の方たちも何回も見にいらっしやいました。そして、ここは何を大事にしてきた法人なのかということ、公

立の職員の方がつかんでくださって、じゃあ、自分たちが今までやってきた保育とこのよさをどうつき混ぜながら、新しく引き継いでいってもらおうかということで、主体がまだ公立にある段階で、行事の見直しとか、おみやげに持って帰ったものが本当に必要だったのかどうかとか、こういうものを人手があるのが前提の公立保育園の中ではやってきたけど、民間の本当に補助金の中だけでやっている園が、ここまではできないかもしれないからというような見直しも、公立の方たちがやってくださって、そしてある程度整理した形をつくって引き継いでくださったのです。人様の園のことでしたが、私はとてもありがたいと思って感謝をしています。

できれば、どこの園もそういう形で1年間を両方の、受託した法人と引き継いでいく公立の先生方が一緒になって保育をつくる期間として位置づけて、お互いに率直な意見も出し合いながら、そしてお母さんたちには、「このところはこんなふうに考えますが、どうですか」ということは、信頼関係がある公立の先生たちを通して、一緒に伝えながらやっていけたら、よりもっと無駄なところに労力を使わないでも済んだかなというのが、私どもの反省です。

決して責任は公立だけにあったとは言いません。私たちの至らないところもいっぱいあったんですが、その引き継ぎの1年間、大事な1年間の時間を、クラスにどれだけ入るかということも大事です。ただ、長ければいいということでないというのも、知っておいていただきたいんです。大人がたくさんいるがゆえに、本当の保育が見えなくなることもいっぱいあります。

ですから、引き継ぎは、やはりその辺も上手にやっていかなければいけないなということと、むしろ入っていく前の段階で、職員同士の信頼関係とか、お互いの保育を知り合いながら、「そこはいいですね」という学び合いをお互いにした保育士同士の引き継ぎということがどれだけできるかも、少し行政の援助をいただかないと難しいかなと。「事業者」と呼ばれている限りは、難しいのかなという感じがしております。

私が民営化の経験をした中で感じたことは、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

質問おありになる方、どうぞ。

○L委員

いい関係をつくるための支援を行政にしてもらいたいというお話が今あって、最後のところでも、行政の方にそのところをというお話だったんですけども、具体的にはどういうものなのか。行政の人にしてもらおうといい関係をつくるためのものができるというのが、もし何かあったら。

○I参考人

一つは、私、これははっきり言いたいんですが、なぜ民間委託をするのかということが、公立保育園の先生方に嫌々させられているみたいな形で伝わっている限りは、非常に難しいと思います。民間に委託をしていかざるを得ない状況、事情、そしてそのプラス面も含めて、それからもちろんマイナス面もあると思います。一番のマイナスは子

どもたちが4月1日を境に、今まで慣れ親しんだ先生たちが一斉にいなくなるという、これはもう胸が痛い。こんな思いを子どもにさせたくないというのは、とても思います。ですけど、それをしなきゃならない現実ということ、もったもった公立保育園の職員の方や、園長さんたちにしっかりと伝えてほしいと、私は思います。

H区も一生懸命伝えていらしたと思うのですが、どうもその辺が、そのまま伝わっていたところと、伝わっていなかった組織というのがあるわけです。ですから、うまくいっていたところはそこがちゃんと伝わっていた組織、うまくいってなかったところは、伝わってなかった組織だとすれば、そこをちゃんと読んで、民間委託に適した体質というのにしておかないと、現場の職員のところ、直接伝え合いの中で、個人的なぶつかり合いにつながっていきかねない。そういう問題では本当はないはずなのですが、そこはとても感じました。ですから、民間委託の意義をちゃんとわかった人をきちんと管理職に置かない限り、難しいだろうなというのがあります。

○A委員

今聞いていたのは、役職というか、保育者ではなくて、それ以外の人があるかどうかということではなく……

○I参考人

最終的には保育者同士が引き継ぎをしていきますので、つまりそこをわかって、準備の前も含めた組織づくりがあれば、多分できると思います。

○A委員

私は今の質問のイメージでいくと、だれかH区の方がマネジメントを、間に入って「こうしたほうがいいんじゃない」と調整する方が来るとしたら、どういう立場の人が来るんですかと聞いているのかと思っていたんです。

○I参考人

マネジメントをする立場の方ですか。

○L委員

そういう意味ではなくて、いい関係をつくるための支援は、支援にも色々ありますけれども、「行政にしてもらいたい」という意味は、現場サイドでは、期間を1年間にして、クラスに入りましょう、内容はこうしましょうという話は、こうやっていくということはわかるんですけども、お話の中で、「行政にしてもらいたい」というお言葉があったので、それはどういう意味なのかなという意味でお伺いしたので、意味はわかりました。

○I参考人

もう一つ、ちょっと言葉が足りなかったんですが、H区の場合、先行した園の経験をした園長さんを、支援の部隊の中に入れてらして、そこで自分たちがやれたこと、やれなかったことを、ある程度見通しを持ってお話はしていただきました。それから、ちょっと硬直化した引き継ぐ園と引き継がれる園の職員の間を、ここにはこんな良さがある

ということを、通訳してくださる役目もしてくださっていて、そこは非常に助かったところです。行政の立場で入っていらっしゃいました。現場の園長さんとしてではなくて、行政の担当の中の一員として、チームを組んで入った中にその方がいらして、かなり現場の細かい行き違いの機微みたいなものも含めて、通訳をちゃんと入れてくださって、整理する役割もしてくださっていたので、お互いにとって救いだったと思います。

○会長

ありがとうございます。
よろしいですか。

○E委員

基本的なことちょっと聞いてもいいですか。民間委託ですか。民間移管ですか。

○I参考人

運営委託です。

○E委員

ということは民間委託。

○I参考人

民間園にはなっていません。

○E委員

なっていないということですね。わかりました。

○会長

それでは、もう一方残っていらっしゃるので、先生には一旦これで。ありがとうございました。

では、もう一方、Mさん。

○M参考人

こんばんは。あらかじめレジュメがあればつくってほしいと言われましたので、あえてレジュメをつくらせていただきました。

そこで、裁判の原告という紹介のされ方をされているのですが、ただ、私そういう紹介のされ方は本来的には嫌なんですね。それはそれとして、自己紹介させていただきます。平成16年度、N市の最初の年の民営化4園の中の1園、N1保育園というところに子どもを預けておりましたMと申します。

仕事は、あるメーカーでエンジニアが本職ですが、今は立場上、全体を見るマネジメントをするような仕事をしております。そういったところもあって、根っこのところでは、前お二人がお話しされたことと基本的にはあまり変わらないのかなとは思いますが、今回のご要望におこたえして、少し具体的に書かせていただきました。

それから、裁判をやって全国的に有名になってしまったもので、この7年、8年、保護者のお母さんの方たち、それから若い保育士さん、いろいろなご相談を受けております。ほとんど毎日メールが来ます。そういった経験を踏まえてお話をさせていただきます。

まず、民間移管のガイドラインですけれども、私は民間移管には基本的には反対ではありません。私自身が生粋のサラリーマンですからね。しかしながら、裁判をやりながら運動をやって、この保育制度のことを勉強させていただいたのですけれども、今の保育制度の中では、民間移管することは反対させていただいております。そういう立場です。

そこで、具体的なお話をさせていただきますけれども、民間移管をするのに、N市は非常に待機児童が多いです。私の子どもを入園させたときも待機児童の山でして、自分の子どもを希望どおりの園に行かせるなんていうのは非常に難しい現状がありましたけれども、そういう中でも私たち親は、何とか自分の価値観とか子育て観に合う園に入りたいと思って、一生懸命努力して入れているんですよ。それでようやくそこに入れたという状況があるので、それがある日突然、いい法人だろうが悪い法人だろうが、そんなことは関係ない世界で、違う園にされるということは、これは反対が起きて当たり前のことであって、そのことをよ〜く行政の担当者の方々あるいは関係者の方々には理解していただかないとだめかなと思います。N市は特にやり方が初年度、非常に強引でしたから、あえて言わせていただきます。

それから、レジュメの2番目に「信頼関係醸成の基礎的要因」と書かせていただきましたけれども、現在、自分の子どもが通っている園と保護者というのは、保護者の立場から見て自分が選んだ園ですから、一定の信頼関係がもうあるんですよ、多少の不満はあろうがなかろうが。だけど、それが違ってしまうわけですから、この信頼関係を醸成するというのは多分とても大変なことだと思います。私も非常に苦労しました。

先ほど制度上の問題ということを申し上げましたが、私は今、会社では全体をマネジメントする、その中に対労働組合という関係も含まれておりまして、制度上、非常に欠陥が多いなと感じております。それは、社会福祉法人の制度というよりも、民間園とそれに伴う補助金の交付の仕方とか、そういう問題です。

そこで書かせていただいたのですが、法人は社福に限定していただきたい。これは、そもそも保育というのは社会福祉事業であるという観点を私は持っておりますので、ぜひこのことはお願いしたい。経営母体も含めてです。今まで、園は社会福祉法人でも、その実、社福を設立するに当たって利益法人だったりする例が結構ありますので。

それから、認可保育園の運営実績が10年以上あって、なおかつ、この間に無事故で、監査を受けて運営上の不適切な行為がない。特に財務会計上の行為のことを書かせていただきましたが、この間、いろいろな相談をお受けする中で大きな事件のとっかかりになる相談が何件もあるんですよ。

それから、非常に驚いたことに、N市にあっても、園で起きた事故報告が子どもが民営化される前は制度化されていなかった。公立園においてもそういう状況でした。私は一昨年、厚生労働省へ行きました。厚生労働省は掌握していませんでした。こういう実態がありますので、ぜひそういうことのないようにしていただきたい。船橋市においては監査をやるのは県ですか、市が独自ですか。

○事務局
市です。

○M参考人

中核市だからね。

それから、財務会計上の問題ですが、N市は現在、認可保育園が400園以上あります。全園、会計監査結果をインターネット上で公表しております。それを集計してみますと、補助金の流用が非常に多い。私はゼロだと思っていましたけれども、1割以上あります。中には私がとりかかった事件で、最初はこんな大事件になると思いませんでしたが、年間で7,000万円も補助金を目的外使用をしている園がありました。これは新聞社の協力を得てやったのですが、行政の担当者は、「指導以上のことが現在できない」、こういうふうに言いました。今、N市は逆にこの法人を裁判に訴えています、返してくれと。これは非常にみっともない話だと思います。これは民営化された園ではありませんよ。

それから、今度は民営化された園ですが、O市では、裁判の対象になった園の理事長さんか理事さんか忘れましたが、補助金の不正流用で、一昨年、逮捕されております。ぜひその辺のことも勘案して、きちんとそういうことを調べて、先ほど園長先生が経営情報開示というお話をされましたが、情報開示を嫌がるような法人はだめです。だから、最初から義務づけてください。私は情報開示請求をN市でしました。自分の園の財務会計上、決算書、財務諸表ですね。

あと、ここが非常に問題で、制度上の問題と申し上げたのですが、職員の方が安定して長期に働ける環境にないと思っています。それは、法人がいいとか悪いとかではなくて、今のこの補助金制度のあり方に非常に大きな問題があると思っています。端的に言ってしまうと、職員に対して賃金体系を維持するのが非常に難しい状況にあります。N市で事後検証の中で、平成17年度以降、つまり初年度以降、2年目以降で民営化された園の職員の平均勤続年数は2年から3年の間です。これはN市は議会ではっきり答弁しています。保育は専門職だと言われる割には非常に短い。ですから、その法人さんの職員の平均勤続年数というのは、経営状況とか職員に対する待遇を見るいい指標になると思います。

特に、パート職員とかそういった方々にも、今は労働基準法で社会保険への加入が義務づけられているのは、もう皆さんご存じだと思います。常用であれば正社員とほぼ同等の待遇で雇用しなければならないことになってはいますが、はっきり言って、私のところに相談に見える保育士さんはほとんどそうではありません。だから、すべてがそうだとは言いませんけれども、ぜひそういうところもきちんと調べていただきたい。

賃金体系のことについては今申し上げたとおりですから、いつまでたっても初任給プラスアルファ程度の賃金で働かなければならない。こういうことでは男性保育士などは、とてもじゃないが長く続けることはできない。うちの園でも民間初年度3名来ましたが、翌年度には男性保育士は誰もいませんでした。

それから、2番目、はしよりますね。受託園の職員に関することです。ここで私はある数字も挙げていますが、これはひとえに移管後、相当期間はある程度の混乱は避けられないと思っています、私の経験からしても。ですから、その混乱期間、不安定な期間

をいかに短く抑えるかということで、私が保護者として、あるいは中心的な役割をした人間として感じたことを書かせていただいております。

全員正職、それから、職員さんのチームワークは非常に大事ですから、もともとの法人職員さんを半数以上は入れていただきたい。そういう意味では地方の法人を入れるということは、愚の骨頂だと思っています。

経験年数については、先ほども言いましたように、私は自分の会社でいろんなマネジメントをやっていて、少なくとも一人前と言われるのに5年ぐらいの経験は必要です。ましてや保育士は専門職、人の心、子どもの心を読みながらやるわけですから、ぜひこの数字をきちんと検討していただきたい。そういう職員が雇用できる法人であることを条件にしていきたい。

それから、3番目、共同保育です。先ほど3カ月云々と言われていました。N市の場合、移管初年度は実質は1カ月しかありません。3カ月といっても共同保育をやる保育士がいなかったりして。だから裁判になったわけですけども、現在はもっと長いスパンをとっています。1年ぐらいとっています。N市も大いに反省したのだと思います。

「6年間が望ましい」と書かせていただきましたが、これは実例があります。P保育園というところで、6年かけて順次職員を入れかえていくという方法をとりました。非常に安定した運営ができるようになりました。それからもう一つ、6年後に移管ですから、入ってきたときから民間移管が前提になっていますので、完全に民間移管されたときに、公立園であることを前提に入った保護者は一人もいなくなっています。このことをよく検討していただきたい。

それから、3-2、これは選考とかガイドラインには関係ないのですが、いやしくも市の職員が応募を勧誘するような行為は慎めと書かせていただいたのですが、どこの自治体でも勧誘して回っているんですね、応募しろ、応募しろと。競争率を確保するために。そんなことをしなければいけない民間移管だったら、やめていただきたい。

私をご相談を受けて、これも半分事件になりかけましたけれども、Q市、あえて挙げてしまいます。特定の法人に勧誘をかけまして、それが、なんと私も知っている法人だったものですから、それが保護者の側に漏れまして大きな騒ぎになりました。当然、私も応援を頼まれてその後始末に行きました。いわゆる不正行為はありませんでしたけれども、誤解を招くような行為です。職員の方は配置転換していただいて、民営化はとりあえず中止。もう1年以上たちます。それくらい誤解を招くような行為は絶対に慎むべきだし、一般に公募して応募がないのであれば、それはやめるべきだと思っています。

その前に「応募10法人以上で選考成立とする」と書かせていただいたのは、仮にも選考ですから、2園や3園では、私はよく言うんだけど、サイコロでも転がしたほうがましですよ。現実には2園か3園しかなくても、強引にやっているところがあります。

それから3番目、これはぜひ市の職員の方々にはお願いしたい。N市は移管初年度に、局長以下、部長、課長、民間移管したその日に人事異動を発令して、全員が所管からいなくなりました。これは極めて市民をばかにした行為です。人事異動というのは定期的に役所でも会社でもありますよ。だけど、ご自分たちが市民に提案してやることですから、提案者あるいは計画をつくった人は、最後まで責任を持ってやるべきだと思っています。例えば自分が担当した年度が、三者協議が終わって、もうこれで保護者の人もいいよと言ったら、そこでやればいいんです。ある日突然、幹部が全員いなくなって、

係長までいなくなる。こういうことをやっている自治体はN市だけではありませんから、私はそういう点では役所の良心というものを非常に疑問に思います。

それから、これも私が経験した例ですが、最後のページへ行っていただいて、選考委員会では市の職員はあくまで事務方であってほしい。選考に直接関与するようなことは誤解を招くもとです。当たり前のことですが、N市では、事務方であったにもかかわらず、ある選考委員さんが、法人の中でN市立N1 保育園をお任せできる法人がないという意見を申し述べた選考委員の方に、非常に強圧的な態度でその委員の方の発言を封じするような場面がありました。仮にも公正な選考なのですから、そういったことは絶対に慎むべきです。

4番目は、それに関連して、選考に進んだ段階でそういうこともあり得るわけです。選ぶことが前提の選考委員だということのだったら話は別ですけれども、どんな園だって選ぶことが前提というわけではないわけですよ、いい法人を選ぶのですから。

それから、選考委員会はぜひ公開にさせていただきたい。少なくともある一定のところまではできるはずですから、法人の具体名が出てくるあたりまでは。

以上、簡単に申し上げました。ぜひ船橋市にお願いしたいことは、最後にも書かせていただきましたが、まず移管ありき、こういう姿勢は保護者をないがしろにする姿勢だと言わざるを得ませんので、ぜひそういう姿勢は少なくとも改めていただきたい。そのほか、移管後、いろいろなことを経験しましたので、そういったご質問があればお受けします。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

時間も押し迫っていますけれども、質問があればお受けしていきたいと思います。いかがでしょうか。

○M参考人

特にN市は4園ずつやっていますので、園ごとにかかなり色々ばらつきがあります。それを私はつぶさに見てきています。初年度は、移管初日にいきなり重傷事故を起こした園もあります。なぜそうなったかというのは私なりにわかっていますし、それから、三者協議はうちの園で非常に厳しい話し合いをしました。最初は三者協議をお断りして二者協議で始めています。移管後に三者協議に移っています。私は本来的にはこれがあるべき姿だと思っています。法人との信頼関係を築くために。

○会長

委員の皆様で質問ございますか。

○E委員

2園目の民営化園の勤続年数の平均が2年から3年と、非常に低いというお話だったのですが、実際にどれぐらい低いのかイメージがしづらいのですけれども、例えばどういふことで評価すれば低いのかどうか。

○M参考人

まず、移管初年度、これが皮肉なことに一番長いんです。移管初年度というのは、私たち4園、もともと非常にゴタゴタした中で始めましたので、法人さんたちも、例えばうちの園は理事長のお嬢さんが園長になりました。理事長も年じゅう来ました。それから、系列園の主任保育士クラスを全部クラス担任に持ってきました。それくらい、もともとの職員の比率が非常に高かったです。全部ではなかった。それが一つ。

それから、先ほども言いましたように、これで勤続年数が低くないという感覚のほう私が理解ができない。普通の会社だって、例えばうちの会社は平均勤続年数は18年ほどありますよ、今この就職難の時代に。だって、それぐらいいなければその仕事のプロになれません。素人に預けているわけではありませんから。

それからもう一つ、これはどう言ったらいいのでしょうか、みんな保育士になろうという方は学生時代から目的意識を持っているんです。その仕事を一生の仕事にしようと思って保育士になっているんです。だから本来、相当のことは我慢しているはずですよ。なのに何で2年半でやめるのでしょうか。私はその辺が非常に不思議です。

○会長

ほかに質問、ございますか。

○F委員

今のことで、その2年半というのは、正規の職員の年数ということでもいいですか。

○M参考人

そうです。「正規職員であること」という形で。

○会長

では、時間が来ましたので、どうもありがとうございました。

○M参考人

最後に一言だけ。私、民間園が悪いと言うつもりはありませんので、そのことは念押ししておきます。それから、N市は、今、非常にやり方を変えています。ぜひその辺、なぜやり方を変えたのかということをごきちん検証してください。

○会長

ありがとうございました。

今、3組の方々からいろいろな立場でご意見を伺いましたけれども、あの方にもう一回あれを聞いてみたいということがあれば、一、二だけお受けしたいと思います。振り返って何かございますか。

どうぞ。

○F委員

H2 保育園の I 先生にお伺いしたいのですけれども、さっき保育を変えないで引き継ぐというお話がありました。例えば公立の園としてやっていたときの保育と、先生がされている H2 保育園の保育のやり方というので、どういうふうに違うのでしょうかというのを具体的に教えていただけますか。

○ I 参考人

私どもの保育園はずっと昔から、異年齢保育という、年齢の壁を取り払った保育をやってきました。子育て支援等も含めて地域オープン型でやっていますので、地域のお母さんたちはその状況を見ていらして、最優先で選んでくださる方が多いというのが現実なのですが、それが合わないというふうに思って、年齢別保育を求めていらっしゃる方が隣の公立保育園にいらしていることも事実あります。そちらを選んでいらっしゃる、同年齢の集団の中で切磋琢磨しながら育てほしいというふうに思っていらっしゃるそのお母さんたちの思いは、やはりそのままちゃんと受けていかなければいけないということで、保育の形態は変えずに、本園のほう、大もとのほうが異年齢をやっているからといって、そちらも異年齢にしますとは全然思っていない、そういうことです。

○ 会長

それでは、今のことに関連して私からも一つだけ質問したいのですけれども、B2 保育園のお二人、実際にその辺でお子さんを預けていて、公立から今度は、B1 という法人の保育に変わって、園長先生を初め、できるだけ変えないようにということで始めたと思うのですけれども、保護者の目から見てその辺はどうだったのか。あるいは、お子さんの反応などはどうなのか。少し聞かせていただけたらと思います。

○ C 参考人

法人 B1 は B 市での実績に誇りを持っていて、私たちは「変えないで」という形で言っただけなのですが、やはり先生たちの思いも強く、初年度は私はそのところにかんがりの労力を使いました。本当に疲れてしまうくらいに、「えっ、またそれですか」「えっ、またそんなことを言うんですか」みたいな感じだったんですが、園長先生と、法人 B1 の職員の方々と保護者の私たちのほうで、必ず先に話し合いをしてくださという形でしていただきましたので、アンケートをとったり、いろいろなことで保護者の同意を極力得るようにして、その辺をクリアにしていくようにはしたのですが、実際やっている園にはそれぞれ自負もありまして、公立園をそのまま、「公立が全部いいわけじゃないでしょ」という面もあるにはありました。というのが正直なところです。

だんだん私のほうも、どっちがいいのかよくわからなくなってくるというような思いもあって、何で私がそういうことを考えなければいけないのかということもよくわからなくなるほど、ちょっと疲れるというところは実際正直なところありました。でも、やはり人と人なので、話し合って、どうしても受け入れることができないところは、やはり園長先生のほうもわかってくださったり、「まあ、それぐらいだったら」ということで受け入れたという形で、1 年を過ごしました。

子どものほうは、私のクラスは、公立のときに臨時職員の先生が担任として正規職員に残ってくださって、全然違う先生の中に子どもを置くという形ではなかったもので、そ

の辺は安心して預けられました。ただ、やはり考え方の違いというのは、ところどころでぶつかり合ったりはしたと思います。

○D参考人

私も、Cが言っていたのと同じですけれども、私は市外から子どもを入園させるときにB市に転入してきて、よく事情がわからないままB1 保育園に入ってしまったという事情でした。最初に入れた年、公立園として面倒を見てくださった先生方がとてもよくて、公立の保育を変えないでほしいという気持ちがすごく強かったので、Cと同じで、法人B1のやり方、自信を持って押してこられるところについては、正直なところ、「そこを求めてない」というのをはっきり言えたらどんなに楽だろうかと思うことは何回もありました。

「そんなことは求めていません」と言いたいなと思うときもあったんですけども、一方で、私以外のほかの保護者の方で、法人B1 という園に対するものすごい信頼、市内でのブランド力みたいなものがあったので、「法人B1 がやることだったらいいんじゃないの」というか、割と受け入れられがちというんですかね、そういう部分もあったので、私自身、Cもそうですが、「それは違うと思います」と言っても、それは保護者の総意ではないので、いかにほかの保護者の方と協調していくかというか、子どもの利益、保護者の利益として、どういうふうに移管後の体制を整えてもらうのかというところは、1年目は頭が本当に痛かったです。2年目になってお互いの妥協点が見えてくると、何となく、こんなこと言うだろうなというのがありますし、お互いに、保護者はまたこういうことを言うだろうなというのがありますから、だんだんうまくコミュニケーションもとれて、落とし所も決まってくる、うまくいくというのはあるんですけども、正直なところ、1年目は保護者としては本当に苦しいなというところがありました。

子どもについては、ちょうど私の子どもは移管のときに乳児組から幼児組に上がることで、教室も1階から2階に上がるということで、環境が大きく変わるときだったんですね。1年だけという期間限定で乳児組の最後のときに担任してくださった子どもをよく知っている先生が、そのまま担任として1年間、契約で一緒に残ってくださった。それは、法人B1 からも頼んでくださったということがあったので、その点では子どもが苦しまないようにというか、違和感を大きく覚えないように法人も配慮をしてくれたので、うちの子もそうですし、周りを見る限りでは、自分のクラスの子どもたちは、引き継ぎ保育もうまくいったこともあって、違和感なく過ごせていたと思います。

○会長

ありがとうございました。

では、あとはそこのお二人までということで、すみません。

○E委員

B2 保育園の保護者の皆さんに、法人B1 に決まった経緯をお聞きしたいと思います。

○C参考人

何度も言っていますが、3園目でしたので、2園を見てきて、「もしかしたら法

人、残ってないんじゃない?」「応募してくる法人、ないんじゃない?」という不安から始まりました。実際、私たちは民営化を受け入れるという方向で動き始めましたので、だったら自分たちで法人にお願いしに行こうという形で、実はいろいろな市に行きました。民間園で評判のいいと言われていたところに、二人で、「すみません、B2 保育園を引き受けていただけませんか」と行ったのですが、私たちの要望というか、保護者の要望を書いたものも添えて「こういう保育でお願いします」と言うと、「これでやってくれるところ、そんなないかもよ」などと言われながら、本当になくて。

締め切りの2日前に市のほうに「どうですか」と聞いたら、「いや、何とも言えないんですけど、1園来ている」と言われたので、「えっ、1園で決まっちゃう!?!」というすごい驚きと、そのまま決まってしまうのではないかとという心配で……。法人B1には最初に一回お願いしますと行ったんですけど、「もうこれ以上引き受けられません」と。

ちょうどそのときは、法人B1のほうで、地域の要望にこたえて学童もやりたいということがあって、3園目を受けることはできないと最初に断られていたところだったのですけれども、泣く泣く、まずい、まずいということで、B3 保育園の園長さんに、1園しかなくて1園に決まるのは嫌だと。B1という法人があって、そこを超えるような法人が選ばれるのだったら私たちは納得もできるけれども、そうではなくて、1園しかないのに、1園でそこに決まりましたとなると、それがいいかどうか私たちは判断がつかないから、何とか考え直してほしいというふうをお願いして、実は前日の夜に私のほうに、「じゃあ応募させていただきます」と、法人B1のほうからご連絡をいただきました。法人B1に立候補していただくというのは、公にはなっていないのですけれども——ここでしゃべっちゃったんですけども(笑声)、一応そういう経緯があります。

船橋の場合、5年で5園ですよ。実際、私は、「法人来るの?」というのは正直に思っただけで心配しています。いい法人が残っているかどうかという保証はないと思います。すみません。

○D参考人

すみません、補足です。お願いをしに行ったことは事実ですけれども、だからといって選考のときに何かあるということではなくて、あくまでも立候補の数を増やしてほしいというお願いをただけですので、その点を一つだけ添えさせていただきます。

○M参考人

保護者がお願いするなら、いいじゃない。(笑声)

○D参考人

そこで何か言われるとあれかなと思って、一応。

○会長

Aさん、どうぞ。

○A委員

お三方への質問になるのかもしれませんが、保護者が受託された園だったり、市とか、

そういう方々と話し合いをするのに、先ほどは1年で6回とか、どうして私がこんなにたくさんいろんなことを考えなくてはいけないのだろうと、いろいろな園との接点を何度か持たれたかと思うんです。私もきっと、そのときのその立場になったとしたら、同じようなことを考えると思うんですが、物理的な時間が、例えば、今日5時からやりますとか、今日6時からやりますと言われても、私は毎日帰りが7時とかで、土曜日もし事があったりするから、行かれないであろうというふうに思っているんですね。そういう方は、やはり話し合いのほうには参加できていなかったのでしょうか。

○M参考人

これはあくまでうちの園の場合ですが、参加したくてもできないという人は必ずいます。それで、うちの園は、保護者会とは別に全権を委任していただいてやったんです。おおむねうちの園では非常に関心が高かったですから、1回の話し合いで平均で保護者10名ぐらいは来ました。かなり無理してね。二者協議を主体にやったので、実際の保育場面に即した、厳しいけれども、いい話し合いはできたと思っております。

そこで解決できないところを移管後の三者協議に持ち込みまして、うちの園では、移管後はメンバーも保護者側は全部入れかえました。私だけがちょっと顧問みたいな形で残るという形です。これは各園いろいろなやり方はあっていいと思いますが、うちの園は三者協議を月に2回やったんです。それで、お母さんたちからは非常にスケジュールがタイトだと言われました。せめて1カ月に1回にしてもらいたいと、そういう希望がかなり強く出ましたけれども、N市が強引にスケジュールを進めたから、タイトでもやらざるを得なかった。

○C参考人

説明会とかということでは来られない方も多いというか、同じ話でいいので何回もお願ひしますと市のほうには言って、何回かやっていただいたのですけれども、またそれも説明の回数に入ってしまうからという話も出て、説明会とかというのはうちの園はそんなに多くはなかったです。法人B1に決まってからは三者協議会としてでしたので、私たちとその法人で、日にちをこの日ということを1カ月前にお約束して、月に1回という形で開いていました。基本的に保護者は代表者という形でしたので、それに皆さんが合わせて来るといった形はとっていませんでした。職員の顔合わせのときに「保護者の皆さんと」という形だったのですが、実はうちは、「保護者よりも職員のほうが多くてすみません」というような感じだったので、うまく言えないんですけれども、来られないとかいう形ではなかったように思います。

○D参考人

三者協議については、B2保育園は月に1回というふうに民間移管後はしていました。その後は、比較的問題も少ない、と言ったらおかしいですけども、そんなに頻繁に集まるのはお母さんたちは大変なのでということで、今はほぼ3カ月に1回のペースになっています。

形式としては前から同じ人が来られるのが理想的なのでしょうけれども、そうではなくてもよいということで市との約束も取りつけて、かつ、傍聴も在園児の保護者はして

もいいということで、傍聴の場合は発言できないですけれども、来たい人はどうぞという方式で今もやっています。ただ、うちの場合で言うと、傍聴者がいたことはないです。そういう状態なんですね。ただ、制度としては絶対残しておいたほうがいいと思います。あと、議事録を市がつくって各クラスに必ず配布するという方法で、来られないお母さんたちにも、三者協議で何を話し合ったかということは伝わるように工夫はしてもらっています。

○会長

よろしいですか。

○A委員

ありがとうございました。ただ、その後も大変なんだなというのは、ちょっと気が重いなと思いました。

○M参考人

三者協議のことを論じるのであれば、移管前と移管後、これは分けて考えたほうがいいと思います。

○A委員

そうですね。

○M参考人

基本的にちょっと違うことがテーマになることが多いので。

○A委員

はい。ありがとうございました。

○会長

貴重なご意見、本当にありがとうございます。それぞれの立場で、今、船橋市のガイドラインをつくっていく上で、大変有意義な、参考になるご意見を皆さんからいただけたと思います。遠いところを、また夜のお忙しいところ、皆さんどうもありがとうございました。

もう予定の時間が来ましたので、今日は、それぞれの立場から貴重なご意見を伺わせていただいたということで、今後、具体的にガイドラインをつくっていく上での貴重な時間になったのではないかと考えております。

今日のためにいろいろな資料、月間指導計画をつくってくださった先生方、大変申しわけありませんけれども、各委員、目を通して、次回のときの参考にさせていただきたいと思います。

今日、議題としては(1)番で終わってしまいましたけれども、次回、今日のことを生かしながら、今度は具体的な項目に進んでいきたいと思っています。よろしいでしょうか。

○G委員

今後、今日のことを踏まえて具体的な話し合いということに、今、会長のほうからありました。そうすると、日程のほうがあと2回から3回ありますが、それで話し合いが到底終わりそうにないなと思うので、その後も続けるということは保育課のほうでお約束はしていただけますでしょうか。計画課のほうとか。どうでしょうか。これで終わりというふうにしなくて、今後もちよっと長引くと思われるので、続けていただくということで、今後の日程とかも考えていただきたいなと思うのですけれども。

○会長

部長も代わったばかりで即答できるかどうかわかりませんが、今、可能な範囲でお答えをしていただければ……。あるいは、次回お答えしていただいてもいいですけれども。

○子育て支援部長

基本的には一応スケジュールを決めておりますし、いろいろな関係もあるので、できるだけ7月に結論を出していただければというふうに思っています。ただ、その時点で状況を見ながら、その次の段階というのは判断をさせていただきますが、基本的には7月にできるだけ詰めていただきたい。そういうふうに思っております。

○会長

ちょうど半分来たところで、これまでは、ガイドラインとは何か、一体私たちはここで何をしようとしているのかという共通理解をつくってきて、今日は特にいろいろな立場の方のこれまでの貴重なご意見を伺ったので、私たちがこれから話すべき骨格というか、方向性が少し見えてきたのかなという思いがしています。

期間というか、回数については第1回のときも出ていまして、今、部長さんがお答えになったように、また近づいてきたときの進捗状況で、各委員の皆さんの予定もいろいろおありだろうと思いますし、絶対に結論ではなさそうですので、含みながら進めていきたいと思います。

それでは、事務局、次回等を含めて事務連絡があればお願いします。

○事務局

それでは、次回の予定ですが、次回の会議は5月31日（火曜日）午後7時より、今日と同じ903会議室にて開催いたします。

今日の議事（2）ができませんでしたので、そこから入りたいと思います。よろしく願いいたします。

○E委員

資料に関してちょっとお聞きしたいことがあるのですけれども、いいですか。指導計画を送っていただきましたので、読ませていただいたのですが、私は専門家ではないので、読んでいてわからない点がいくつかあって、各形式がばらばらだと思ったのがま

ず1点。こういうものは、書かなければいけないものとか、そういうものが決まっているかどうかはわからなかった。「保育指針」を読んでもわからなかったので、もうちょっと実践的な、わかる資料みたいなものがあったら、私もこの計画を見て理解ができるかなと思うので、その辺、もうちょっと何かできるものがあたらいいなと思いました。

それと、私たち親としては、子どもの様子がこうやって書かれるのもまたとても楽しくておもしろいのですけれども、それに対する先生方がどうかかわったか、それによって子どもたちがどういうふうに変ったか、そういったところがこの「反省」というところで書かれるのかなと思うのですが、ほとんどどこも書かれていないので、その点、どうしてないものが出ているのか知りたいことと、あと、私立Bだと評価のところがあるんですけれども、読んだ感じだと、担任の先生が書いたかなというのを感じました。それを主任先生であり園長先生なりがきっと評価することになるかと思うのですが、それもやはり載っていないので、私たちとしては、担任がどう評価したか、それを園としてどう評価したかというところを知りたいと思いますので、そういう資料を見てみたいと思います。

○会長

先ほども言いましたように、せっかく貴重な指導計画の資料をつくっていただいたので、このままお配りしただけではなく、次回、少し簡単にでも解説をしていただければと思います。今、ご質問があったところを含めてお話をしていただければと思います。ただ、ガイドラインの委員会としては、余りこの時間を突っ込むと、今、お話で、時間大丈夫ですかという質問が出たばかりですので。

○E委員

事前に見せてもらえれば理解してこられるのですけれども、その場で言われてもわからないことばかりで聞いてしまうので、やはり評価のところは、できれば事前にもう一度配付していただけたらなと思いますが、それは難しいでしょうか。

○会長

その辺を含めてまた……。

○R委員

ガイドラインにあまり関係ないと思うんですよ。私が計画を出して見ていただきたいという話をしたのは、各保育園でどういうレベルの内容のことをやっているのか、公立保育園の保育の「質」という問題について、そんなに違いますかというところを出させていただいたので。保育の中身に入っていっちゃいますか。ガイドラインを決めるのがこの委員会ですよね。

○E委員

どの辺まで含んでやるものかがよくわからないので。

○R委員

とにかく、私は議事を進行してもらいたいですね。6回の約束で、本当にこの会議を進めたいと思って真剣に取り組んでいるのですが、どうも脱線ばかりで前へ進まないの、本当に議事をまず進行していただいて、その中で必要なことを話し合っていたきたいなと思っています。

○E委員

保育士がどうかかわったかということが、脱線しているかどうかというのは私には理解ができないのですが。出てきた資料についての質問としては問題なかったかと思えますけれども、どうなのでしょう、会長。

○R委員

このことでまた一つ二つと時間が延びてしまうので、本当は、今日どうしてレジュメどおりに進まないのかなというふうに思っています。今日の中で話し合いたかったところなので。

○会長

そうですね。時間進行に関しては、本当に私の責任で申し訳ありませんでした。保護者の立場で、実際の保育の評価とか、どういうふうに書かれているのだろうと気になるころはあるとは思いますが、今、R委員から出たように、ガイドラインという視点の中でどこまでそれを検討していくかということも、また、時間配分が必要になってくると思います。いずれにしても、これをずっと討議していくと、もう9時を回っていますので、次回の頭のところでそこを少し理解していただくということは、先ほど言ったように配りっ放しではなくて、わかる範囲でお話をしていただいて次の議題に進行していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、議事がなかなか時間どおりに進行できなくて、申しわけございません。以上で、第3回の検討委員会を閉じさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ご苦労さまです。

午後9時07分閉会